

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 3 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 9 月 8 日

恵庭市議会議員 新岡 知恵

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 3～1

	一 問 一 答 (有)	質 問 所 要 時 間 (8 0 分)
大 項 目	1、太陽光発電施設	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
施設の適正管理について	近年、再生可能エネルギーの普及が進み、本市においても民間事業者による太陽光発電施設が設置されています。太陽光発電は、脱炭素社会の実現やエネルギーの確保という観点から重要な役割を担う一方、施設の設置後における維持管理が適切に行われなければ、地域住民の生活に関わる問題につながる可能性があります。 国の「事業計画策定ガイドライン」においても、太陽光発電事業者に対して、保守点検・維持管理計画の策定や実施体制の構築、事故発生時の対応などが求められています。 しかし、ここで重要なのは、国の制度が存在することだけではなく、実際に市内の施設が適切に管理されているのか、また、問題が発生した場合に市として実効性のある対応ができるのかという点です。 市は、既に設置されている太陽光発電施設について、雑草等の管理やフェンス・柵の維持管理、パネルや架台等の破損状況などについて、現地確認や事業者への照会を行っているのか伺います。 また、これまでに市に対して、太陽光発電施設の管理状況について市民から寄せられた相談や苦情等があれば、その内容と市の対応について伺います。 最後に、市としても太陽光発電施設におけるガイドラインを策定するべきと考えますが、市の考えを伺います。	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏 名 新岡 知恵	ページ 3～2
大 項 目	2、第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
介護人材確保について	全国的な介護人材確保は、介護保険制度の存続に関わる喫緊の課題です。令和 7 年第 3 回定例会において、介護人材確保対策として補助金制度の創設など一般質問で求めた際に、来年度を始期とする第 10 期介護保険事業計画に向けて検討したいとの答弁でした。 今年度における介護人材確保への取組と、次期計画策定に向けた人材確保策への検討状況について伺います。	
大 項 目	3、障がい福祉計画	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
（１）地域生活支援拠点等について	障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等（以下、拠点等という）については、2024 年 4 月 1 日から障がい者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関して市町村の努力義務が設けられました。 恵庭市においては、恵庭市障がい者地域自立支援協議会での検討などを経て、今年度中の拠点等の整備を行うとの委員会報告がありました。 整備の目的である①緊急時の迅速確実な対応 ②地域移行・自立の推進における検討状況について伺います。また、整備における課題について伺います。	
（２）緊急時電源供給装置について	日常生活用具給付等事業は、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的としており、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業の必須事業として基礎自治体が実施主体となっています。 緊急時電源供給設備については、胆振東部地震時の全道的なブラックアウトを踏まえて、人工呼吸器などを使用している障がい者にとって生命維持に関わる不可欠な用具となっているため、その補助額の見直しがされている近隣市もあると認識しています。 恵庭市は、耐用年数 5 年間としたうえで 5 万円を上限補助額としていますが、実際に購入するにはその額を大きく上回ります。補助額の見直しをするべきと考えますが、市の考えを伺います。	

	氏 名 新岡 知恵	ページ 3～3
大 項 目	4、不登校支援	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
健康診断について	学校における健康診断は、学校保健安全法に基づき義務付けられています。しかし、学校医が主に学校で行うことが多いため、登校できない児童生徒は受診が難しいのが現状です。 不登校の小中学生は全国で 35 万人を超し、市内の不登校児童生徒も高止まりの状況です。これまで不登校の施策は学びの機会確保が主でしたが、健康確保の視点も不可欠です。不登校で学校健診を受けていない子が希望すれば、学校医の医療機関で無料で健診を受けられるようにするなど、健康を守る仕組みを設ける必要があると考えます。 市内における不登校児童生徒の健康診断の実施状況と、学校で健診を受けられない児童生徒への対応について伺います。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 恵庭市議会第 3 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 9 月 8 日

恵庭市議会議員 柏野 大介

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 3～1

	一 問 一 答 (有・無)	質問所要時間 (50 分)
大 項 目	1. ファーム施設移転に向けた基本方針について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 事業の目的と基本的な考え方について	北海道日本ハムファイターズのファーム施設について、恵庭市への移転が内定しました。行政報告によると、今後は恵庭市と北海道日本ハムファイターズとの間で、基本協定を締結した上で、「スポーツと日常が自然に融合した新しいまちづくり」を目指すということです。 ファーム施設の移転は、スポーツを核とした地域活性化や交流人口の拡大、子どもたちのスポーツ振興、さらには市内経済への波及など、多くの可能性を持つ事業である一方、施設整備や周辺環境の整備などにおいて、恵庭市としても大きな財政負担を伴う可能性もあるものだと思います。 また、これまで誘致期成会からはまちづくりの構想が示されているものの、現時点において、恵庭市として本事業をどのような目的で実施し、どのようなまちづくりにつなげていくのか、その基本的な考え方や市としての構想が明確に示されているとは言えません。 今後、基本協定の締結や基本計画の策定に進むにあたっては、事業者との協議を進めるだけでなく、恵庭市として、総合計画における位置付けを明確にし、事業の目的、期待する効果、財政負担の考え方、施設整備及び周辺地域の活用についての基本的な構想をあらかじめ整理し、市民に示していく必要があると思います。市長の考えを伺います。	
② 財政負担の考え方と上限について	本事業の実施にあたり、施設整備費、土地取得・造成費、道路・上下水道等のインフラ整備費、周辺環境整備費、維持管理費など、今後、恵庭市が負担する可能性のある経費について、現時点でどのように認識しているのか伺います。 また、ファーム施設の誘致による経済効果や税収増などの期待だけを前提とするのではなく、市民生活に必要な他の施策との優先順位を踏まえ、恵庭市として負担可能な財政規模を明確にしておく必要があると考えます。基本協定の締結にあたって、恵庭市として財政負担に一定の上限を設ける考えはあるのか、財政運営の中長期的な見通しについて伺います。	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏 名 柏野 大介	ページ 3～2
大 項 目	2. 利用者の声が生きる公園を	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 恵み野中央公園改修基本計画の見直しにおける市民との合意形成について	恵み野中央公園の改修については、令和 5 年度から「恵み野中央公園を考える会」においてワークショップ等を重ね、令和 7 年 2 月に改修基本計画が策定され、令和 8 年度からの工事着手に向けて事業が進められてきました。 一方、本年 3 月の定例会において、改修内容について再考を求める陳情が提出され、その後、経済建設常任委員会での審査を経て全会一致で採択されました。こうした動きを受け、市は 6 月 4 日に工事説明会を開催し、そこで出された意見を踏まえて計画内容を改めて検証した結果、池の縮小を取りやめるほか、パークセンター、駐車場、築山等の配置を見直すなど、南側エリアを中心に改修計画を修正し、8 月 20 日の経済建設常任委員会で報告をしたところです。 すでに予算化され、実施設計や事業が進められている段階において、市民からの意見を踏まえて計画を見直したことについては、大変な苦労があったものと思いますが、できる限り幅広い市民の意見を反映しようとする姿勢には感謝を申し上げたい。 今回の見直しは、単なる設計上の変更ではなく、これまで市民参加のもとで策定してきた計画そのものを修正するものであることから、どのようなプロセスで市民の理解・合意を形成していくのかが重要だと考えます。 今回の計画見直しに至るまで、市は市民からどのような意見を把握し、それをどのように整理・検証したのか。また、今回の見直しについて、今後どのような方法、範囲、時期で市民への説明や意見聴取を行い、計画についての理解・合意形成を図っていくのか伺います。	
② 図書館用地との一体的な活用と築山の配置について	今回の見直しでは、池の縮小を取りやめることに伴い、築山について面積を一部縮小したうえで東側へ配置を変更することとしています。 今後、図書館の改修等も予定されていることを踏まえれば、公園単体の敷地内だけで施設配置を検討するのではなく、図書館用地と公園を一体的な空間として捉えることで、より柔軟な配置が可能になるものと思います。 図書館用地と恵み野中央公園を一体的に活用することを前提として、築山を現在の位置から移動させずに、公園として必要な機能を確保する配置について検討したのか、他の選択肢はなかったのか伺います。	

	氏 名 柏野 大介	ページ 3 ～ 3
大 項 目	3. ドッグランを通じたコミュニティの形成支援	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
	あやめ緑地には、市内の公園で唯一の常設ドッグランが整備されており、犬を飼う市民にとって貴重な交流・憩いの場となっています。 現在、あやめ緑地のドッグランは一定のルールのもとで、自由に利用できる一方で、犬同士のトラブルや排泄物の処理、利用者間のトラブルなど、一般の公園とは異なる利用上の課題もあります。 単に利用者にマナーを求めるだけではなく、利用者自身が主体的にルールづくりや運営に関わり、利用者同士が交流する仕組みをつくることは、まちづくり基本条例が定めるコミュニティの形成支援にも資するもので、合わせてマナーの向上を図ることができるものと考えますが、現在の利用状況、利用上の苦情やトラブル、マナーに関する課題をどのように認識しているのか、解決に向けた方策について伺います。	
大 項 目	4. 公共交通の利用促進と高齢者の外出支援	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
エコバス敬老パスの創設	恵庭市では、市内の公共交通を支える取り組みとしてエコバスを運行しており、高齢者をはじめとする市民の重要な移動手段となっています。 一方で、高齢化の進展に伴い、自家用車を運転できない、あるいは運転を控える高齢者が増加することが見込まれる中、高齢者の外出機会を確保し、買い物や通院、社会参加などを支える移動手段の充実は、今後ますます重要になると考えます。 現在、恵庭市では65歳以上の高齢者を対象として、定期券の割引料金が設定されていますが、現状の仕組みは高齢者のニーズとは合致していない可能性があります。 高齢者の外出支援とエコバスの利用促進を一体的に進める新たな方策が求められていると考えますが、「敬老パス」制度の創設に向けて、現在の定期券の高齢者割引料金の目的、対象者、利用状況及び市の財政負担と政策効果をどのように評価し検証しているのか伺います。	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 3 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 9 月 8 日

恵庭市議会議員 武藤 光一

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1 ～ 1

	一問一答 (有)・無)	質問所要時間 (30 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
消防組織風土改革	恵庭市消防組織風土改革プログラムは、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間が実施期間と認識しておりますが、現時点での進捗状況についてお伺いします。	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 3 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 9 月 8 日

恵庭市議会議員 澁谷 敏 明

恵庭市議会議長 川 原 光 男 様

ページ 2 ~ 1

	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
本市における就労継続支援事業所の現状と今後の就労支援のあり方について	就労継続支援事業所は、障がいや難病などにより一般企業で働くことが難しい方に対して、働く場や就労に必要な訓練などを提供する障がい福祉サービスであります。 就労継続支援事業所には、雇用契約を結び最低賃金が保障される A 型と、雇用契約を結ばず工賃という形で報酬が支払われる B 型があり、近年では特に B 型事業所の利用ニーズが全国的に高まっているものと認識しています。 一方で、事業所数や利用者の増加に伴い、利用者一人ひとりの希望や能力に応じた支援が十分に行われているのか、また、就労や社会参加など、本人が望む次のステップにつながっているのかという支援の質についても考える必要があるのではないかと考えています。 そこで本市における就労継続支援事業所の現状と今後の就労支援のあり方について、以下の点について伺いたします。 1. A 型、B 型それぞれの事業所数と利用者数、近年の利用者数の推移について 2. 現在の就労継続支援事業所について、利用実態など本市における支援の現状の認識について	

	氏 名 澁 谷 敏 明	ページ 2 ～ 2
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
子ども（小中学生） の校外活動等に対する支援について	子ども（小中学生）の健全な成長のためには、学校における活動の他にも、スポーツや学習、文化活動などの校外活動に取り組むことは、新たなことへの挑戦や知識・興味を深めること、友人や地域の人とのつながりを構築するなど、子どもたちにとって大切な機会であると考えます。 しかし、校外活動の多くには、入会金や月謝、用具代、交通費など一定の費用が発生し、家庭の経済状況によっては、子どもの校外活動における「機会の格差」が生じている現状も存在していると認識しています。 そこで、子どもの校外活動等に対する支援に関して、以下の点についてお伺いいたします。 1．家庭の経済状況により生じる格差の解消について 2．本市「子どもの生活・学習支援事業」の事業実績について	

※議会申合せ事項第14条（抜粋）

- 1．理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
- 2．通告にない事項の質問は、出来ません。